

## 同行援護利用者 様

平成 30 年度の障害福祉サービスに係る報酬改定により、平成 30 年 4 月から、同行援護の「身体介護を伴う」・「身体介護を伴わない」の分類がなくなり、事業所の報酬が一本化されるなどの改正が行われました。

これに伴い、平成 30 年 4 月以降に交付される受給者証には、「身体介護を伴う」・「身体介護を伴わない」の記載がなくなるなど、これまでと受給者証の記載が変わりますが、受けられるサービス内容に変更はありません。

### 記

#### ○ 留意事項

- (1) この改正に伴い、手続きが別途発生することはありません。
- (2) 生活保護・非課税世帯の方は、これまでどおり利用者負担はありません。
- (3) 課税世帯の方はご利用の状況により、これまでと比べ負担額が増減する場合があります。詳細はご利用中の事業所にご確認ください。

お問い合わせ先

〒000-0000 札幌市 区 条 丁目

区役所保健福祉課（ 区役所 階 保健福祉課 番窓口）

TEL 011-0000-0000（内線000）

担当：〇〇

